平成２２年（フ）第４００号
埼玉県富士見市大字水子6326番地の４
破産者　七五三木くわ
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第５５０号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1237番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市酒匂４丁目13番37号
破産者　田中　嗣紀
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第５５１号
神奈川県小田原市国府津2894番地の１　サーパス鴨宮109号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市酒匂４丁目13番37号
破産者　田中　由樹
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5487番地16、前住所東京都国分寺市泉町３丁目16番２―705号　西国分寺ゆかり壱番街
破産者　山本　文夫
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2531番地41　町営住宅桜ヶ丘団地４―103
破産者　三瓶三千世（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７３０号
滋賀県野洲市行畑２丁目18番10号
破産者　國見　高男
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８０号
滋賀県野洲市行畑765番地　エルエスコートA
破産者　森住　豊誠
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
広島市中区河原町11番21号
破産者　由田　照彦
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５８号
札幌市手稲区富丘３条４丁目11番３―402号、住民票上の住所札幌市北区北14条西１丁目２番５号　三晃ビル401号
破産者　榊原　伸一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８３号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番15号
破産者　安部　正次
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０号
秋田市外旭川字野村46番地１　アルトピアノ101号
破産者　鈴木　僚子（旧姓丸山）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上14番地
破産者　安田　忠志
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道岩見沢止北６条西19丁目４番８号　関谷法知方、前住所秋田市新屋栗田町１番13―14号
破産者　関谷　亨廣
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
秋田市大住１丁目５番23号
破産者　貝森　　満
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１号
秋田市手形字山崎78番地　Ｍ２レジデンスＣ号、前住所秋田市外旭川八柳３丁目１番22号
破産者　伊藤　　保
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区７棟203号
破産者　徳田　光登
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
金沢市平和町２丁目６番22号　県営住宅22棟304号
破産者　田中　徳夫
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
愛媛県松山市別府町184番地３
破産者　池田　憲一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所